

補1 教育基本法に関する一考察

国の教育行政を掌っているのが、文部科学省である。ホームページによれば、文部科学省の仕事は、「大臣官房」「生涯学習政策局」「初等中等教育局」「高等教育局」「科学技術・学術政策局」「研究振興局」「研究開発局」「スポーツ・青少年局」「国際統括官」「文化庁」にそれぞれ分かれて行われる。⁽¹⁾ 教職課程、英語教育を考えると、「生涯学習政策局」「初等中等教育局」「高等教育局」がそれぞれ大きく関係してくることとなる。ここでは、教育の根本的理念とも言うべき教育基本法の改正について、教育ニ関スル勅語あたりから考察を加えてゆきたい。

1 教育ニ関スル勅語

近代日本の教育理念を考えると、1868年の五箇条の御誓文、1890年の教育ニ関スル勅語（以後、教育勅語と略す）を忘れることはできない。五箇条の御誓文の「智識ヲ世界ニ求メ」と教育勅語の「教育ノ淵源」といった言葉だけは現代にも通用するものがある。教育勅語の全文を取り上げておきたい。

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世世厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我ガ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣ク世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉ジ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラズ又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ挙奉服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

教育勅語については、一般に以下のように捉えられている。

勅語では、「父母ニ孝ニ」から「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ」までいくつかの徳目をあげ、それらを「皇運ヲ扶翼」することに結びつけ、このような倫理観を「皇祖皇宗ノ遺訓」とした。勅語は、あらゆる徳目を天皇制に結びつけて規定している。これ以後修身教育などは教育勅語に基づいて行われることになった。⁽²⁾

教育勅語は、部分だけを取り上げれば十分に現代でも通用するような内容であるが、これが「皇祖皇宗ノ遺訓」としたことで全く違った意味合いで捉えられるようになった。教育勅語は国務に関する法令でもなく、文書でもない。従って国務大臣の署名もない。天皇自身の言葉という意味合いから天皇自身の署名だけが記されているのである。教育勅語を道德教育の観点から見れば、特に旧教育基本法との比較等から引用されることもある。教育勅語の12徳目について整理してみると以下の通りである。

孝行、友愛、夫婦ノ和、朋友ノ信、謙遜、博愛、修学習業、智能啓発、徳器成就、公益世務、遵法、義勇⁽³⁾

これだけを見れば、いつの時代でも通用するような基本的な考え方はいくらでもある。特に昨今のように「こころの豊かさ」が求められるような時代では、道德とか倫理観といったものをどのように身に付けさせるのが教育界でも大きな課題である。これまでの「奉仕」という考え方は、ボランティア精神として新たに学校教育に加わっている現実もある。また、2006年12月の教育基本法改正の(教育の目標)第2条第1項には「豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと」が新たに盛り込まれていることも付け加えておきたい。

2 教育基本法の成立をめぐる

教育基本法制定の経緯については、文部科学省ホームページに「教育基本法の制定に関する資料」について以下のように紹介されている。元号を西暦にして紹介すると以下の通りである。

- ・1945年9月15日、文部省は、戦後の新しい教育の根本方針として「日本建設ノ教育方針」を発表。
- ・1945年10月22日、連合国軍最高司令官総司令部（以下「総司令部」）は「日本教育制度ニ対スル管理政策」を指令、教育内容、教育関係者、教科目・教材等の在り方について指示。
- ・1946年3月5日及び7日、総司令部が日本に民主的な教育制度を確立するための具体的方策を求めるために米本国に派遣を要請した米国教育使節団（第一次）が来日。日本教育家の委員会（総司令部の求めにより設置）と協力して、同年3月30日に報告書を取りまとめ、4月7日に公表。
同報告書は、日本の教育の目的や内容をはじめ、実施すべき多くの事項を提案しており、教育組織の根本的変更を必要とする内容のもの。教育勅語については、儀式等におけるその取扱が問題とされたが、教育基本法のごとき法律を定めようとするような内容は含まれていなかった。
- ・1946年6月27日及び7月3日、第90回帝国議会において帝国憲法改正案が審議された際、田中耕太郎文部大臣は、教育根本法ともいべきものを早急に立案して議会の協賛を得たい旨を答弁。
- ・1946年8月10日、教育に関する重要事項を調査審議するために、内閣総理大臣の所轄下に教育刷新委員会を設置。
同委員会では、総会の他に、教育の基本理念に関する事項を検討するため第一特別委員会を設置し、2ヶ月余の間に12回（1946年9月23日～11月29日）にわたり検討を重ね、11月29日、教育基本法制定の必要性と、その内容となるべき基本的な教育理念等について、総会において決議、12月27日に内閣総理大臣あて報告。
- ・1946年8月10日、教育に関する重要事項を調査審議するために、内閣総理大臣の所轄下に教育刷新委員会を設置。
同委員会では、総会の他に、教育の基本理念に関する事項を検討するため第一特別委員会を設置し、2ヶ月余の間似12回（1946年9月23日～11月29日）にわたり検討を重ね、11月29日、教育基本法制定の必要性と、その内容となるべき基本的な教育理念等について、総会において決議、12月27日に内閣総理大臣あて報告。
- ・1947年3月4日、教育基本法案を閣議決定。
- ・1947年3月5日、政府は教育基本法案を上奏、翌6日に枢密院に御諮詢、若干の字句訂正を行い、3月12日、枢密院会議において可決。
- ・1947年3月12日、政府は、教育基本法案を第92回帝国議会に提出、原案どおり可決・成立し、3月21日、公布・施行。⁽⁴⁾

では、旧教育基本法の全文を見てみよう。

(昭和二十二年三月三十一日法律第二十五号)

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

第一条（教育の目的） 教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第二条（教育の方針） 教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。

第三条（教育の機会均等） すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであつて、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。

第四条（義務教育） 国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

2 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない。

第五条（男女共学） 男女は、互に敬重し、協力し合わなければならないものであつて、教育上男女の共学は、認められなければならない。

第六条（学校教育） 法律に定める学校は、公の性質をもつものであつて、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。

第七条（社会教育） 家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によつて奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によつて教育の目的の実現に努めなければならない。

第八条（政治教育） 良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

第九条（宗教教育） 宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第十条（教育行政） 教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきものである。

2 教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するために必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。

第十一条（補則） この法律に掲げる諸条項を実施するために必要がある場合には、適当な法令が制定されなければならない。

附 則 この法律は、公布の日から、これを施行する。

教育基本法は2006年12月に改正された。戦後日本の教育理念を示した法律である。

3 教育基本法の改正をめぐって

教育基本法の改正については、特に1982年の中曽根康弘内閣以後、憲法改正の動きと共に教育勅語の再評価の動きもあったが、最終的には2006年11月には安倍晋三内閣で改正案が提出され、12月には国会で最終的に可決された。教育基本法の改正に拍車をかけたのは、2000年12月には教育改革国民会議で17の提案が提出された。

人間性豊かな日本人を育成する

- 教育の原点は家庭であることを自覚する
- 学校は道徳を教えることをためらわない
- 奉仕活動を全員が行うようにする
- 問題を起こす子どもへの教育をあいまいにしない
- 有害情報等から子どもを守る

一人ひとりの才能を伸ばし、創造性に富む人間を育成する

- 一律主義を改め、個性を伸ばす教育システムを導入する
- 記憶力偏重を改め、大学入試を多様化する
- リーダー養成のため、大学・大学院の教育・研究機能を強化する
- 大学にふさわしい学習を促すシステムを導入する
- 職業観、勤労観を育む教育を推進する

新しい時代に新しい学校づくりを

- 教師の意欲や努力が報われ評価される体制をつくる
- 地域の信頼に応える学校づくりを進める
- 学校や教育委員会に組織マネジメントの発想を取り入れる

- 授業を子どもの立場に立った、わかりやすく効果的なものにする
- 新しいタイプの学校（“コミュニティ・スクール”等）の設置を促進する

教育振興基本計画と教育基本法

- 教育施策の総合的推進のための教育振興基本計画を
- 新しい時代にふさわしい教育基本法を⁽⁵⁾

最後の「新しい時代にふさわしい教育基本法を」が取り上げられた。その中で教育基本法の改正については3つの観点を示唆している。

第一は、新しい時代を生きる日本人の育成である。この観点からは、科学技術の進展とそれに伴う新しい生命倫理観、グローバル化の中での共生の必要性、環境の問題や地球規模での資源制約の顕在化、少子高齢化社会や男女共同参画社会、生涯学習社会の到来など時代の変化を考慮する必要がある。また、それとともに新しい時代における学校教育の役割、家庭教育の重要性、学校、家庭、地域社会の連携の明確化を考慮することが必要である。

第二は、伝統、文化など次代に継承すべきものを尊重し、発展させていくことである。この観点からは、自然、伝統、文化の尊重、そして家庭、郷土、国家などの視点が必要である。宗教教育に関しては、宗教を人間の実存的な深みに関わるものとして捉え、宗教が長い年月を通じて蓄積してきた人間理解、人格陶冶の方策について、もっと教育の中で考え、宗教的情操を育むという視点から議論する必要がある。

第三は、これからの時代にふさわしい教育を実現するために、教育基本法の内容に理念的事項だけでなく、具体的方策を規定することである。この観点からは、教育に対する行財政措置を飛躍的に改善するため、他の多くの基本法と同様、教育振興基本計画策定に関する規定を設けることが必要である。⁽⁶⁾

特に改正にあたり議論を巻き起こしているのは第2点であろうか。「伝統、文化など次代に継承すべきものを尊重し、発展させていくことである。この観点からは、自然、伝統、文化の尊重、そして家庭、郷土、国家などの視点が必要である。」愛国心につながるものである。同報告書にも記されているが、「国家至上主義的考え方や全体主義的なものになってはならない」と注意が喚起されているのだ。

教育基本法は「学校教育法や社会教育法などのすべての教育法規の根本法ともいべき法律」⁽⁷⁾である。しかし、2003年3月の中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」では、教育基本法の改革が必要であると提言され、文部科学省での検討が進められた。改正の検討点は整理すると以下の7点である。

- ①信頼される学校教育の確立
- ②「知」の世紀をリードする大学改革の推進
- ③家庭の教育力の回復、学校・家庭・地域社会の連続・協力の推進
- ④「公共」に主体的に参画する意識や態度の涵養
- ⑤日本の伝統・文化の尊重、郷土や国を愛する心と国際社会の一員としての意識の涵養
- ⑥生涯学習社会の実現
- ⑦教育振興基本計画の策定⁽⁸⁾

改正の検討点の①に学校教育が取り上げられているのは当然であるが、さらに、改正の方向の中で学校・教育については次のような記述がある。

学校

- 学校の基本的な役割について、知・徳・体の調和のとれた教育を行うなどといった観点から簡潔に規定することが適当です。そのときには、大学・大学院の役割や、私立大学の役割の重要性を踏まえて規定することが適当です。
- 学校の設置者についての規定は、引き続き規定することが適当です。

教員

○教員が研究と修養に励み、資質向上を図るとことの必要性について、現行の規定に加えて新たに規定することが適当です。⁽⁹⁾

教員の資質向上についても新たに規定することが適当というコメントは注目すべきであろう。

2006年12月15日に改正された教育基本法で気になる点をいくつか挙げておこう。まず前文については、以下の通りである。

改正前（旧）

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

改正後（新）

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

「伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する」という部分が注目すべきところであろうか。（教育の目標）についてはこれまで以上に細かく記載されているが、その中の第5項に注目しておきたい。

伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

（学校教育）と教員については、これまで第6条で簡単に規定されていたが、今回の改正案では、新設として（大学）第7条、（私立学校）第8条、（教員）第9条、（家庭教育）第10条、（幼児期の教育）第11条が新たに設けられたことも重要なポイントであろう。ここでは（教員）第9条、（家庭教育）第10条に注目しておきたい。現行では教員は「全体の奉仕者」とあるが、改正案では「自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない」とし、さらに「養成と研修の充実が図られなければならない」としている。また、新設の（家庭教育）第10条については以下の通りである。

父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のための必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

「しつけ」は家庭教育か学校教育の中で行うものなのか、保護者と教員の間でこうした議論が巻き起こることもしばしばであるが、ここで「生活のための必要な習慣を身に付けさせる」ことは家庭教育であることがはっきりと謳われることになる。しかし、同時にこうした保護者に対して「学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援」を国及び地方公共団体が行うことも新たに謳われる。これは、学校という教育現場にも当然行われるべき内容である。教育基本法は制定されてから59年を経て、ようやく2006年12月に改正され、これを受けて関係法案なども次々と改正されていくとなり、安倍内閣の進める教育改革がますます進むものと考えられる。

4 教員の在り方

改正教育基本法では、新設として（教員）第9条が盛り込まれた。旧法では、（学校教育）第6条の第2項として以下のようにある。

2 法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。

ここでは教員は「全体の奉仕者」である。これに対して改正後では、以下の通りである。

法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

ここで重要なことは、「絶えず研究と修養」に励むこと、さらには、その教員の養成と教員になったものの研修が充実されなければならないことを示唆している点であろう。まさに「教員の資質向上」である。すでに、自己点検・自己評価、さらには第三者評価なども学校教育の現場でも行われていることを考えると、現状を踏まえての改正案ということになる。さらに、教員免許状の更新制度などもすでに中央教育審議会から発表されているが、「養成と研修」がさらに拍車を掛けることとなるのだ。教職課程を置く大学では、教員養成の立場から、この改正教育基本法の（教員）第9条については、あらためて認識すべきである。

5 英語教育への影響

教育基本法の中には英語教育あるいは外国語教育への直接言及はなされていない。従ってここでは、英語教育の根底にある国際理解・情報発信などの観点から、教育基本法改正案を見てみたい。まず前文からキーワードとなるものを取り上げてみたい。

世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願う新しい文化の創造を目指す教育を推進する

現行では、語尾がそれぞれ「貢献しようとする決意を示した」「教育を普及徹底しなければならない」という表現が使用されている。すでに公布・施行され60年も経てば、その当時の目標はある程度達成されおり、さらなる飛躍が込められている。特に「新しい文化の創造を目指す教育を推進する」は、国際文化交流を通じた新しい教育、あるいはITなどによる教育など今後さらに推す進められるべきものが察知されよう。

（教育の目的）第1条もこれまでの「真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主精神に充ちた」と記載されていたが、改正案では「必要な資質を備えた」とあるように、その時代に応じた必要な資質を備えるような教育をするという意味に受けとれる。では、現在では、どのようなものが「必要な資質」なのであろうか。それは、2000年12月に教育改革国民会議より提出された17の提 ひとつ「教育振興基本計画と教育基本法」の中の「新しい時代にふさわしい教育基本法を」に見られる。簡単に言えば、「新しい時代を生きる日本人の育成」ということになる。グローバル化の進んだ社会では、2000年1月に発表された「21世紀日本の構想 日本のフロンティアは日本の中にある」（以下「21世紀日本の構想」とする）にはすでに、グローバル・リテラシーが大きな意味を持つことが提言されていた。それが、国際語としての英語、世界にアクセスする基本的な能力である。大きく改正された、（教育の方針）は（教育の目標）となり、その内容も大きく改められた。ここでその第2条第5項に注目しておく。

伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

少なくとも他国を尊重するためには、その他国を理解しなければならない。それには第1項に掲げる「幅広い知識と教養」が必要となる。現代にとって「幅広い知識と教養」とは何か。それを定義することはできないが、少なくとも「国際語としての英語」、「世界にアクセスする基本的な能力」ははずすことはできないであろう。そしてこのふたつに共通することは、「グローバル・リテラシー」（国際対話能力）である。ここで「21世紀日本の構想」より注目しておきたい箇所を紹介しておきたい。

グローバルに情報を入手し、意思を表明し、取引をし、共同作業するために必須とされる最低限の道具である。もちろん、私たちの母語である日本語は日本の文化と伝統を継承する基であるし、他の言語を学ぶことも大いに推奨されるべきである。しかし、国際共通語としての英語を身につけることは、世界を知り、世界にアクセスするもっとも基本的な能力を身につけることである。⁽¹⁰⁾

情報技術革命、グローバリズムを乗り越えて波乗りすることは容易ではない。インターネットと英語を共通語として日本国内に普及

する以外にないであろう。⁽¹¹⁾

教育基本法の改正はこの「21世紀日本の構想」の影響を強く認めることができるのだ。

まとめ

憲法の改正問題という大きな課題もあるが、教育基本法が2006年12月に改定された。「伝統」重視という点から、さまざまなことを危惧する動きもあることも確かだ。21世紀の日本の教育の基本的な理念を支える大きな柱になるだけに改正教育基本法をよく理解しておく必要がある。教職課程という観点から見れば、新設として(教員)第9条が盛り込まれたことが大きな意味がある。教員には教員として現場に立ったあとも「研修」を積み、常に向上することに努めなければならない。大学の教員は「教育」「校務」「研究」の3本柱をバランスよくこなすことが求められてきた。大学の教員の一部には「研究」だけに心が向く者もいるが、昨今の少子化に伴う学生数の減少はこうしたことを許さない状況となってきた。また、幼稚園・小学校・中学校・高等学校等では、日々の「教育」にだけに終わってしまうこともある。教員の多忙化は大きな問題である。理念をどう実践するかが大きな鍵となる。改正後は、第17条(教育振興基本計画)により、作成が義務付けられている教育振興基本計画を2008年度から5ヶ年計画で策定することとなる。

改正教育基本法には以下の通りにある。

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

教育再生会議の行方もあるが、今後は(教員)第9条の第2項「養成と研修の充実が図られなければならない」という文言と(教育振興基本計画)第17条の趣旨に従い、様々の教育改革が着手されることになるだろう。

注

- (1) 「文部科学省のしごと」(文部科学省ホームページより。http://www.mext.go.jp/b_menu/soshiki2/05.htm 2005年7月3日)
- (2) 柴田義松・宮坂瑠子・森岡修一編『教職基本用語辞典』(学文社、2004年4月)、p.269.
- (3) 「教育勅語」(<http://www.ne.jp/asahi/voc/j/kyoikutyokugo.htm> 2006年8月16日)
- (4) 「教育基本法制定の経緯」(文部科学省ホームページより。http://www.mext.go.jp/b_munu/kihon/about/003/a003_01.htm 2006年 8月15日)
- (5) 「教育改革国民会議——教育を変える17の提案——」(<http://www.kantei.go.jp/jp/kyouiku/houkoku/1222report.html>) 2006年8月17日)
- (6) Ditto.
- (7) 「教育改革」(文部科学省ホームページより。http://www.mext.go.jp/b_menu/soshiki2/08.htm 2005年7月3日)
- (8) 『新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について(答申の概要)』(中央教育審議会、2003年3月)、p.2.
- (9) Ibid., p.4.
- (10) 「21世紀日本の構想 日本のフロンティアは日本の中にある」(首相官邸。<http://www.kantei.go.jp/21century/houkokusyo/1s.html>), p.9.
- (11) 「21世紀日本の構想 日本のフロンティアは日本の中にある」(首相官邸。<http://www.kantei.go.jp/21century/houkokusyo/6s.html>), p.17.

*教育基本法や教育基本法改正については、文部科学省ホームページを参照した。